公益財団法人倉敷スポーツ公園定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人倉敷スポーツ公園という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市中庄に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、都市における潤いのある空間である都市公園の積極的な利用を促進するため、野球場その他の都市公園に関する調査研究等を行うとともに、都市公園の活用を図るためのスポーツ等の調査研究及び振興を図ることにより、県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）野球場その他の都市公園の設置管理運営に関する調査研究及び普及啓発

（２）都市公園を活用したスポーツ、レクリエーション等の調査研究及び振興

（３）倉敷スポーツ公園の管理運営業務の受託

（４）倉敷スポーツ公園の利用促進

（５）スポーツ、文化等に関するイベント等の開催及び誘致

（６）その他前条の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（資産の管理・運用）

第６条　この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。ただし、その使途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（活動計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第１０条 削除

第４章　評議員

（評議員）

第１１条　この法人に評議員３名以上５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１２条　評議員の選任及び解任については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらと生計を一にす

る者

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人通則法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１４条　評議員に対して、各年度の総額が５０万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準は、評議員会の決議により別に定める。

第５章　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任及び解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１７条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会の招集の手続きを行わなければならない。

（招集の通知）

第１９条　理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第２０条　評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

（決議）

第２１条　評議員会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）定款の変更
（４）基本財産の処分又は除外の承認
（５）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

４　理事又は監事の候補者の合計数が第２３条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第２２条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）
第２３条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　５名以上１０名以内
（２）監事　２名
２　理事のうち、１名を理事長、１名を副理事長、１名を常務理事とする。
３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第１９７条において準用する同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。
（役員の選任）
第２４条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
４　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
（理事の職務及び権限）
第２５条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副理事長は、理事長の業務執行を補佐する。
４　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
５　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第２６条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第２７条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

する。
４　理事又は監事は、第２３条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第２８条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（報酬等）
第２９条　理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。また、その職務を行うために要する費用の支払いもすることができる。

第７章　理事会
（構成）
第３０条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第３１条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
（理事会の開催）
第３２条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
２　通常理事会は、毎事業年度に２回開催する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき
（２）理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
（招集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
３　理事会を招集するときは、理事長は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面により、開催日の５日前までに、各理事に対して通知しなければならない。
４　前項の規定にかかわらず、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
（議長）
第３４条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長の職務を代

行する。
（定足数）
第３５条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
（決議）
第３６条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。
（議事録）
第３７条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第８章　事務局
（設置）
第３８条　この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。
２　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免は、理事会の決議を要する。

第９章　定款の変更及び解散
（定款の変更）
第３９条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１２条についても適用する。
（解散）
第４０条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４１条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員　会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、岡山県及び倉敷市に贈与するものとする。
（残余財産の帰属）
第４２条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、岡山県及び倉敷市に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法
（公告の方法）
第４３条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岡山県において発行する山陽新聞に掲載する方法による。

第１１章　情報公開等

（情報公開等）

第４４条　この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第１２章　補　則

（委任）

第４５条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。以下「整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の　設立の登記の日から施行する。

２　整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は渡辺睦生とする。

４　この法人の最初の業務執行理事は福田伸子とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

佐藤兼郎
河田育康
中田　哲

附　則

この定款は、平成２５年５月３０日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この定款は、令和元年６月２６日から施行する。

附　則

この定款は、令和８年４月１日から施行する。

別　表　基本財産（第５条関係）

財産種別	金額
投資有価証券	１，３００，０００，０００円